

通所リハビリテーション利用単位表

① 介護保険給付の対象となるサービス自己負担利用単位

(令和8年9月1日)

サービスの利用単位に地域単価の10.83を乗じた金額の1割、2割、3割が自己負担金額となります。

○要介護

利用時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1時間以上2時間未満	369	398	429	458	491
6時間以上7時間未満	715	850	981	1,137	1,290

*上記の利用金額に、以下のサービスをご利用頂いた場合、それぞれ下記の利用単位が加算されます

費目	単位	備 考
通所リハ提供体制加算	24	常時、事業所に配置されている理学療法士、作業療法士等の合計数が基準を満たしている場合
サービス提供体制強化 I	22	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上の場合に加算
理学療法士等体制強化加算	30	専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を2名以上配置している場合
入浴	40	入浴された方
通所リハマネジメント加算21	593/月	開始日から6ヶ月以内、1ヶ月に1回のリハビリテーション会議を実施し、個別のリハビリテーションの計画、実施、評価、見直し、ケアマネへの情報提供、家族等に対して介護に関する助言指導を行う。また個別の計画内容等を本人、家族に説明を行い、内容を厚生労働省に提出しフィードバック情報を活用する場合
通所リハマネジメント加算22	273/月	開始日から6ヶ月以降、3ヶ月に1回、リハビリテーション会議を実施し、個別のリハビリテーションの計画、実施、評価、見直し、ケアマネへの情報提供、家族等に対して介護に関する助言指導を行う。また個別の計画内容等を本人、家族に説明を行い、内容を厚生労働省に提出しフィードバックを活用する場合
通所リハマネジメント加算31	793/月	リハビリテーションマネジメント加算(口)6ヶ月以内の要件を満たし、利用者ごとに多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔の健康状態の評価を行い、関係職種が計画の内容の情報等や、口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を相互に共有して、必要に応じて計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供している場合
通所リハマネジメント加算32	473/月	開始日から6ヶ月以降、3ヶ月に1回、リハビリテーション会議を実施し、個別のリハビリテーションの計画、実施、評価、見直し、ケアマネへの情報提供、家族等に対して介護に関する助言指導を行う。また個別の計画書等の内容を厚生労働省に提出。
短期集中個別リハビリ	110	退院・退所又は、認定日後 三ヶ月以内の期間
栄養アセスメント加算	50/月	管理栄養士、看護職員等が共同して栄養アセスメントを実施し結果を利用者や家族へ説明
栄養改善加算	200	低栄養状態にある利用者に対し、管理栄養士が他職種と共同して栄養ケア計画を作成し、
		適切なサービスの実施、評価、見直しを行う
口腔・栄養スクリーニング(Ⅰ)	20	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態・栄養状態について確認を行う
口腔・栄養スクリーニング(Ⅱ)	5	口腔の健康状態・栄養状態のいずれかの確認を行う
口腔機能向上(Ⅱ)2	160	口腔機能改善の計画、実施、評価、見直しを行い、計画等の情報を厚生労働省に提出した場合
重度療養管理	100	介護3・4・5で手厚い医療が必要な利用者に対して
中重度者ケア体制	20/日	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築している事業所
科学的介護推進体制加算	40/月	個別の心身の基本情報を厚生労働省に提出しフィードバックを受け必要があればサービスの見直し等に活用する
通所リハサービス提供体制加算 I	22	介護職員の総数のうち介護福祉士が70%以上
介護職員処遇改善加算 I	1月の所定単位数の11.1%加算	介護職員の賃金アップやキャリアアップ支援そして職場環境の改善など、職員の働きやすさを向上させる取り組みを行っている場合

② 介護保険給付の対象とならないサービスの利用料金

費目	金額	備 考
昼食代	710	昼食及びおやつ・喫茶等が含まれます
		(食事をキャンセルされた場合300円がかかります)
日用品費	110	バスタオル(入浴用)、タオル(入浴用・洗顔用)他
教養娯楽費	110	参加者を募って実施するサークル活動での必要な材料費(脳トレプリント、半紙、図書、塗り絵等)